

年末特別警戒活動

【特別警戒取締り期間】

12月12日（木）から12月31日（火）までの20日間

【活動重点】

- (1) 強盗事件等各種犯罪の未然防止及び街頭警戒活動の強化
- (2) 飲酒運転の根絶に向けた取組の強化
- (3) 暴力団排除活動等の積極的な推進
- (4) テロ等重大事件の未然防止

【犯罪防止対策】

1 強盗対策

自宅の外周の見通しを良くし、在宅中も鍵を掛けることを心がけ、また、防犯カメラ・通報装置など防犯機器の整備・点検など、防犯体制の見直し・強化をお願いします。



2 特殊詐欺対策

特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害が幅広い世代で広がっています。

特殊詐欺では特に副業に関連したサポート料名目や違約金名目での被害が多発しています。

「投資のためにアプリをインストールして」「指示通りに振り込めばもうかる」というのは詐欺です！

電話やメール、SNSでのお金の話は詐欺を疑い、家族や知人、田子駐在所、三戸警察署に相談しましょう！

広報

田子

三戸警察署
田子駐在所

0179-32-3109

冬の交通安全県民運動のお知らせ

1 期間

12月11日(水)から12月20日(金)までの10日間

2 運動の重点

- (1) 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- (2) 高齢運転者等の交通事故防止対策
- (3) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- (4) 冬道の安全運転の促進



横断歩道は歩行者優先

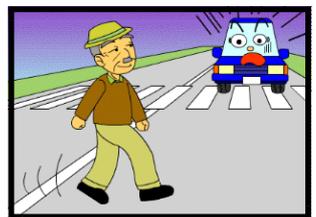
車両等は、横断歩道に接近する場合、

- 横断歩道の近くに歩行者がいなければ確認
- 横断歩道付近に歩行者がいたら、その手前で停止できる速度に減速
- 横断歩道を横断している、または、横断しようとしている歩行者がいる時は手前で一時停止

するようにしなければなりません。

これらのルールに違反すると、「横断歩行者等妨害等」の違反になります。

気を付けましょう！



シートベルト・チャイルドシートで命を守ろう！